

顧問会議 WG 主査

桜井正光 様

「論点整理」に対する要請

委員 草野忠義

「論点整理」のとりまとめに当たっては、以下の点を踏まえて整理されますよう、要請します。

○ 資料6「論点整理」(素案) P9「3」について

第1に、「資料1」P1、労働基本権の代償措置についての考え方中、「内閣人事局があるべき給与制度等について企画立案を行い、人事院に対して、必要な検討、勧告、意見申出を行う仕組み」、及び P2L3「人事院の試験、任免、給与、研修、分限、懲戒等の機能の取扱い」は代償機能そのものであることから、内閣人事局の権限としないこと

第2に、「労働基本権を制約する下においては、その代償機能は第三者機関である人事院が所掌する」旨を明記すること

以上